

○頂いた各ご意見とそれに対する回答

1. 「変更案に賛成」

ご意見	回答
<p>測定対象物質からアセトアルデヒドを除外することは適切であると考えます。</p> <p>(理由) アセトアルデヒドは木材などの天然物、飲酒、喫煙などの生活嗜好品からの発生も報告されている。WHO でアセトアルデヒド指針値の見直しの動きがあるのであれば、住宅市場の混乱を回避するために除外するのが適当であるため。</p>	<p>ご意見のとおり、消費者、生産者等に混乱が生じないよう、アセトアルデヒドを住宅性能表示制度における測定対象物質から除外したいと考えています。また、アセトアルデヒドは、天然の木材や、ヒトによる喫煙等によっても発生するとのご指摘については、関係省庁とも連携を図り、室内濃度の実態、発生源、発散量等の調査研究を進めていきたいと考えています。</p>
<p>意義ありません。</p>	<p>同上</p>
<p>この度の住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを除去するという変更案については、先のWHOの指針値の訂正と関連して、平成14年度の室内化学物質濃度の実態調査結果（アセトアルデヒドが指針値を超過した新築住宅はゼロ）等からも当然のことであり、賛意を表します。</p> <p>すばやい当局の対応に感謝します。</p>	<p>同上</p>
<p>賛成です。是非進めていただきたい。</p> <p>(理由) 基準そのものがふらついていること。及び、実際の新築住宅の調査実績値を考慮して。</p>	<p>同上</p>
<p>「住宅の品質確保の促進等に関する法律」からアセトアルデヒドを外すことに賛成致します。</p> <p>(意見) 私どもが建材メーカーであり、シックハウス対策の取り組みとして、建材からホルムアルデヒド・VOCの放散を如何に抑えるかという事を課題としています。その私どもの視点から見て今回の意見を次に示します。</p> <p>①天然の木材からもアセトアルデヒドが検出される（添付資料参照）（例えばヒノキ $5\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$、ラワン $4\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ 検出されている。） → アセトアルデヒドが規制されると木材使用不可となり、二酸化炭素の増加原因、そして地球環境問題の悪化に繋がります。</p> <p>ホルムアルデヒドは厚生労働省の定める指針値 $100\mu\text{g}/\text{m}^3$、これを放散速度に換算すると $5\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ となります。（家具は床面積で放散量がF☆☆☆☆相当と想定する。）</p> <p>暴論ですが、アセトアルデヒドもこれと同じようにホルムアルデヒドの比例配分で考えると $48\mu\text{g}/\text{m}^3 \Rightarrow 2.4\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ になります。この $2.4\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$ というのは極めて低い値であ</p>	<p>同上</p>

ご意見	回答
<p>り、通常の建材では合格しません。 ②現実的には $2.4 \mu\text{g}/\text{m}^3 \cdot \text{h}$ というのは分析機器の定量下限値付近であり、値の信頼性が低くなる。 以上のことより、アセトアルデヒド除外という国土交通省の動きに賛成致します。</p>	(続き)
<p>測定対象物質からアセトアルデヒドは、除外すべき (理由) アセトアルデヒドは、建築材料だけでなく、人間も発生源である。このため、建築材料が発生源であるか、その他の発生源によるのか判断が難しく、目的を達成できないのではないかと。新築だけでなく、既に生活している改修部品も対象にしている以上、生活による発生分もあり、より判別困難になると考えられる。</p>	同上
<p>アセトアルデヒドを測定対象物質から削除することに賛成 (理由) WHO の訂正の動き、厚生労働省の再検討準備への着手の動きがある以上、市場の混乱を避けるために削除すべきと思います。アセトアルデヒドは天然木自体からも放散されるので現行のガイドラインや指針値が厳しい値であるとよく聞くので今回のWHO、厚生労働省の動きは妥当だと思いますので本案も妥当だと考えます。</p>	同上
<p>除外することに賛成 (理由) 〈複合濃度で無害〉アセトアルデヒドのみ抽出して有害とことだが木材よりは種々のガスが発生している。その複合体において、互に中和しているものと思われてきたし、老いた棟梁からも奥座敷の桧の香り、お寺の庫裏(座敷)のヒバの香りが昆虫には有害でも動物には無害と聞いてきた。ホーサンが防虫に使われても人体に影響ないと思われるのと同じと思う。</p>	同上
<p>今回のパブリックコメントの改正点はアセトアルデヒドを規制からはずすことについて、私は賛成いたします。</p>	同上
<p>指針値含め、様々な情報が入り乱れている中で、測定対象に含めておくことは顧客に対しての混乱を招きます。一度法制化されたものを修正されようとする国土交通省の判断は適切と思われます。引き続き厚生労働省へのはたらきかけもよろしくおねがいします。</p>	同上
<p>変更を積極的に進めるべきだと思います。 (理由) 建築用材として木材は安全である事をアピールする為です。</p>	同上
<p>「特定測定物質」からアセトアルデヒドを除外することは妥当である。スチレン他の物質についても現行の規定、基準値及び今後の制定については慎重に検討、対応、見直しをお願いしたい。(理由) アセトアルデヒドは住宅内装材料の主材料である木材自体からも発生する。その他に発生するものとして、酒を飲めば人間内で生成され、呼吸より出ますし、アルコール類、喫煙でも出る。また、キャッチャー剤等での抑制技術も未確立の状況であり、このような物質が測定対象として規定されると住宅に木材が使</p>	同上

ご意見	回答
<p>えない可能性があった。特に厚生労働省の指針値 $48 \mu\text{g}/\text{m}^3$ は非常に低濃度で厳しい値であり、この懸念が大きい。この度のWHOの $300 \mu\text{g}/\text{m}^3$ への訂正の伴い、厚生労働省の指針値もスチレンを含め見直されるべきである。</p>	(続き)
<p>標記につきまして、賛成いたします。 アセトアルデヒドは無垢の木材からも検出されるときいております。シックハウス問題は単体の化学物質ではなく、複合汚染によるものと思われまますので科学的な根拠等の説明が重要であると思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>	同上
<p>国土交通省の提案に、全面的に、賛同いたします。 (理由) 国民は、環境問題や健康について高い関心を示していることから、生活上の安全問題に、大変敏感であり、場合によっては、無用な誤解を招くこともあります。この度の、WHOの基準値見直しに即して、すばやい対応を、お示しいたことに敬意を表し、感謝申しあげます。</p>	同上
<p>変更案に賛成 (理由) WHOでの指針値が訂正の動きがあること。消費者、生産者に混乱が予想される。</p>	同上
<p>住宅性能表示事項である「室内空気中の化学物質の濃度等」の測定対象物質からアセトアルデヒドを除外すること。 (理由) WHOが許容濃度間違えていたため。</p>	同上
<p>基準自体が錯誤はどうというフザケタ事が原因とは、お粗末な限り。関係者の処分と猛省を願う。又、これに基づく性能表示基準の変更は当り前の事にていちいちパブリックコメントを募る事も如何かと思う。この様な事を行政のムダと云うのではないのか、急速なる対応を願う。</p>	同上
<p>変更案に賛成 (理由) 古来から、日本の伝統的な木造住宅に住んでいて、健康被害をうけたという話は聞いたことがない。</p>	同上
<p>室内空気中の濃度測定対象物質からのアセトアルデヒドの除外に賛成です。 (理由) アセトアルデヒドはあらゆる生物から発生するもので、人間の体内からも発生してる。居住する住宅で、人体・木材・その他内部の物質からの発生はそれぞれに区別可能なのか。アセトアルデヒドの空気汚染による健康への影響が科学的に証明されているのか。日本は木の文化・香りの文化をもっている。木は心をなごませ、いやしてくれる。だから、木造住宅に住みたい気持ちをもっている。</p>	同上
<p>変更案に賛成です。 (理由) WHOでアセトアルデヒドの指針値の見直し等が検討されているのであれば、住宅市場の混乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質</p>	同上

ご意見	回答
<p>からアセトアルデヒドを除外するのは適切な処置と考えます。 なお、アセトアルデヒドについてはホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の他の化学物質と異なり、天然木材、酒等の自然物からも発散されるとの知見もあることから、建築物において化学物質として規制することは適切でないと考えます。</p>	(続き)
<p>このたびの改正案に賛成です。 (理由) WHOは世界的な機関であり、その訂正の動きにあわせてすばやく改正に踏み切ることが大切である。</p>	同上
<p>アセトアルデヒドについては、WHOの基準値の変更を前提に、国土交通省は品確法の評価対象から削除する提案に対しては、賛成致します。</p>	同上
<p>今回の変更原案に賛成します。 (理由) 今回のこの変更原案が、木材本来の性能等に合致することやWHOで定められた指針値にも合致すると考えるからである。</p>	同上
<p>パブリックコメントの内容に賛成します。 (理由) 1. 現状の厚生労働省の指針値根拠が曖昧 2. アセトアルデヒドは天然木質材料、飲酒時の人体等からも放散される物質であり、規制には慎重な検討が必要</p>	同上
<p>住宅性能表示制度からアセトアルデヒドを除外することに賛成する。 (理由) アセトアルデヒドは、木材から発生すると言われているが、それも全てに木材から発生するのか、また樹種により異なるのかの究明が必要である。 地方の私達は、既に何百年木造住宅での生活を行い何ら問題を感じていない、いまここで木から発生すると言われるアセトアルデヒドが測定対象物質となれば木造住宅が消費者から敬遠され、木材が使いにくくなり、木材製品を取り扱う多くの企業が多大なダメージを被る。</p>	同上
<p>「室内空気中の化学物質の濃度等」の測定対象物質からアセトアルデヒドを除外すべき。 (理由) WHOは、アセトアルデヒドの濃度指針値につき誤りを認め訂正した。厚生労働省でも再検討に着手と聞き及んでいる。平成15年7月のシックハウス対策に関わる建築基準法の施行以降、濃度指針値については消費者はもちろんのこと、住宅産業に関わる企業・関連団体にとって非常に高い関心事になっており、現状では混乱は必至と推測する。ユーザーの困惑・混乱の回避は最優先の行政策であり、アセトアルデヒドは測定対象物質から除外すべきである。</p>	同上
<p>現状では、住宅における化学物質はほとんどの場合、外からの持ち込みが原因になっていると思います。生活の仕方についての啓蒙が必要かと思います。規制を増やすことに反対します。</p>	同上
<p>「室内空気中の化学物質の濃度等」の測定対象物質からアセト</p>	同上

ご意見	回答
<p>アルデヒドを除外することに賛成します。</p> <p>(理由)</p> <p>WHOの基準値の誤りが及ぼす影響は重大なものがある。御省の速やかな対応に敬意を表する。</p>	(続き)
<p>住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを、当面除外する方針を打ち出すという国土交通省の素早い対応を大いに評価いたします。</p> <p>(理由)</p> <p>WHOの定めたアセトアルデヒドの指針値に誤りがあったことが判明し、その誤りも誤差といえるレベルのものでないことから、当然修正すべきである。素早い対応を高く評価いたします。</p>	同上
<p>WHOでアセトアルデヒドの指針値の見直し等が検討されている段階であれば、住宅市場の混乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを除外するのは適切な処置と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>アセトアルデヒドは、天然木材、酒等の自然物からも発散されるとの知見もあることから、建築物において化学物質として規制することは適切ではないと考えます。</p>	同上
<p>現在の日本建築には必要であるから、国土交通省の意見に賛同する。</p>	同上
<p>現在の日本建築には必要であるから国土交通省の意見に賛同いたします。</p>	同上
<p>今回の住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを除外する告示#1652 及び#1654 の変更案を特に支持いたします。このような不必要なテストの削除は、日本で使用される木製品のコストを下げ全ての日本の消費者の利益につながります。</p> <p>米国の業界は、木製品から発散するアセトアルデヒドは人に対し室内空気健康問題を起こさないと考えています。日本で設定された現行のアセトアルデヒドの室内空気濃度指針値はアルコールの代謝から発散されるアセトアルデヒドの量自体が指針値より高レベルであることから非論理的です。</p> <p>米国では室内環境中のアセトアルデヒドは喫煙、まきストーブの使用、果物が熟すこと及び（アルコール摂取に係わる）正常な人間の代謝に関連する問題であり、全く木製品の問題ではないと考えています。室内空気質に関連する健康への懸念は限られた数の生成物だけが規制のために選び出される「断片的な」アプローチに対し、総合的な方法で規制が行われる方がより効果的に取り組められると考えています。</p> <p>実際、カリフォルニア州の喫煙者がいる住宅のアセトアルデヒド濃度は州全体の加重平均濃度 4.19g/m (2.3ppb) より 2~8 倍高いことが測定され報告されています。その上、限られた研究データでは、事務所及び公共建物中のアセトアルデヒド濃度は室内環境においてしばしば見られる、最高 203.4g/m (113ppb) のレベルが報告されたような喫煙者で満ち溢れるバーのような、高レベルの住居と同様のレベルであることを示唆していま</p>	同上

ご意見	回答
<p>す。このように、人ごみのレベルに比べ木製品からでる影響は著しく小さいです。</p> <p>このようなことから、アメリカ合衆国には住宅建設に使用される木製品から発散するアセトアルデヒドに関するいかなる室内空気ガイドラインも規制もありません。さらに、米国業界は、揮発性有機化合物の規定値を誘導する方法が一貫していないこと、またこの厚生労働省のアセトアルデヒド指針値を適用することにより他の VOC 指針値の信憑性が疑われることになると考えています。</p>	(続き)
<p>変更案（対象物質よりアセトアルデヒドを除去）に賛成いたします。</p> <p>（理由）</p> <p>WHOでのアセトアルデヒドの室内濃度指針値の見直し等が検討されつつあると聞く。それであれば、住宅市場での混乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空気中における化学物質濃度の測定対象物質よりアセトアルデヒドを除外することは賢明と考える。</p>	同上
<p>住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを除外することに賛成します。</p> <p>（理由）</p> <p>WHOで定められていた指針値に訂正の動きがあり、厚生労働省においても、指針値の再検討に入るのであれば、その間、無用な混乱は避けるべきであるから。</p>	同上
<p>アセトアルデヒドの指針値の見直し等に起因する住宅市場の混乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを除外することに賛成します。</p>	同上
<p>住宅性能表示制度における室内空気中の化学物質濃度の測定対象物質から、アセトアルデヒドを除外する件については、以下の理由により適切と考えられ、賛成である。</p> <p>（理由）</p> <p>①WHOのガイドライン値は、$300 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ($\approx 0.17\text{ppm}$) であり、目標とする「人の健康影響に関する濃度指針値」が2種類 ($48 \mu\text{g} \leftrightarrow 300 \mu\text{g}$) 存在することは、不要な混乱・トラブルの原因である。</p> <p>②アセトアルデヒドの発生源の大きな要因の一つに、飲酒等によるアルコールの加水分解があげられ、二日酔いの原因物質と言われる。飲酒は生活慣習の一つではあるが、健康を害することが頻発してはいない。</p> <p>③飲酒等により体内に生成したアセトアルデヒドは、最終的に分解されるが、厚生労働省の指針値策定にあたって、体内への蓄積を想定していると推測される、1日24時間、週7日換算を用いる考え方は過剰と考える。</p> <p>④ホルムアルデヒドにあっては、木質建材等に使用される接着剤等が発生源として特定されるが、アセトアルデヒドの場合は発生のメカニズムが明確ではなく、発生源が特定しきれていない。また、人への健康影響についても明確には解明されていないと考えられる。</p>	同上

ご意見	回答
<p>アセトアルデヒドを除外することに賛成です。 (理由) アセトアルデヒドを表示させることは、消費者、生産者を混乱させる。</p>	<p>同上 (続き)</p>
<p>日本住宅性能表示基準（変更案）及び評価方法基準（変更案）に同意賛成致します。 (理由) 1) WHO が間違いに気づき修正しようとしている化学物質の指針値に対し、日本の新築住宅濃度の現状値が参考資料の如く超過が0%である事実。 2) 実質的に不要と考えられる測定項目を測定対象項目として残しておくこと、ユーザーが誤って測定の依頼をし測定費用を支払うことになる。こんな費用は本来不要であるはず。 3) 間違いに気がついた時点ですぐ法律、制度、指針は改めるべきです。 (上記事項2)、3)は本来厚生労働省に言うべきものと思いますが)</p>	<p>同上</p>
<p>アセトアルデヒドの対象からの除外は賛成である。 (理由) 指針値の根拠が明らかでないものを測定対象にするのは住宅供給者、一般居住者とも混乱すると考える。測定の対象にする物質の追加や削減のよりどころを作っておくことは今後の性能表示制度にとって重要だと考える。</p>	<p>同上</p>
<p>アセトアルデヒドを除外する事に賛成します。 (理由) WHO自体の基準があいまいで確定していない状況では基準を決めるべきではないと思います。</p>	<p>同上</p>
<p>アセトアルデヒドの指針値の見直し等に起因する住宅市場の混乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における室内空气中の化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを除外することに賛成します。 ※アセトアルデヒド室内濃度指針値については、すでにWHOが訂正しており、厚生労働省の早急な指針値変更が待たれます。</p>	<p>同上</p>
<p>厚生労働省のシックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会の審議を踏まえ、省庁が連携した対策として示すことが必要と考えます。 (理由) シックハウス対策関係省庁連絡会議での本件審議内容を明らかにし、関係省庁が足並みをそろえて問題解決を図っていることを示さなければ、国民の健康不安を解消することは困難と考える。</p>	<p>同上</p>

2. 「変更案に反対」

ご意見	回答
<p>アセトアルデヒドの評価を WHO がどのように決めようと、家を建てる際に、各ハウスメーカーがあるいは、工務店がせっかく少ない値になるように努力を始めたばかりなのに、ここで、数字を甘くすると、本当はできることにも手を抜くようになり、こういった厳しい基準が技術革新を進めてきたことを考えると、将来のことも含めて、よくありません。なぜ建設業界が厳しいのかと言えば、私たち消費者が「自分ではできないことだから専門家に任せる」という行為につけこんで、「素人にはわからないから手を抜く」ということをしてきた人々がいたからです。また、それを業界として取り締まれなかったからです。今、必要なのは、どれだけ、厳しい基準の中で手を抜かず基準をクリアしようとしている姿勢を業界の方が消費者に見せられるかということだと思ふのです。良い例としてクルマ業界があると思います。ドイツは何故あれほど良い車を作れたのか？それは、2の力に耐えれば理論上良くても10の力に耐える部品を取って使っていたからだそうです。それが今の時代の風潮のせいでしょうか、クルマ開発にかかる時間が短くなってきたがために、また、世界的デフレのために、そういった部品の使い方ができなくなり、信頼が失われつつあるのだそうです。日本車がいまだに世界に対して売れているのは、デフレに関係なく厳しい基準をクリアし、それを達成したからだと思ふのです。日本の住宅メーカーがあるいは工務店が、仕入れる建材を基準の甘いものに替え、「国の基準を満たしているから文句があるならこういった基準にした国に言ってくれ」と言い放ち、体の弱い方たち、有害物質に敏感な方たちを守れない家を建てようとするならば、淘汰されなければならない時期がきています。逆に守っていこうとするならば、そういった企業には前途洋々たる未来が待っていると思ふのです。私が言いたいのは、高気密高断熱の家を立てる際の基準に換気システムの導入を盛り込んだのはいいのですが、どれだけのものを屋外へ排出できるのかについての基準が曖昧なために、換気扇のようなものを付けてごまかしているハウスメーカーや工務店が大手を振って商売しているということなのです。家の中の空気循環を綿密の計算し、有害物質を効率よく排出してこそ意味があるのであり測定場所に換気扇をつけ、空気がよどんだところに有害物質が溜まっているというのでは意味が全くないのです。また、医学的見地からいいますと、有害物質が体の中にほんのわずかですが蓄積したことにより、あるいは長時間の曝露により特定の有害物質に体がアレルギーを示すことになれば、それ以後は WHO の基準以下でも発病する恐れがあります。よって、アセトアルデヒドの基準をいったん外そうというのではなく、このままの基準にし、WHO が変更してからも、しばらく経過を見、WHO の基準が正しく、しかも消費者のニーズがあればそういった家を建てても良い（その際1級基準クリア、2級基準クリアという住宅性能表示を別個に設けていただきたい。）という風にしていただいた方が良いと思います。</p> <p>最後に、少子化の原因は家にかかなり大きな原因があると思いま</p>	<p>指針値は、厚生労働省において指針値策定時点において入手可能な毒性に係る科学的知見から算出されたものです。今般のパブリックコメントは住宅性能表示制度における基準改正の件であり、指針値についての是非は対象ではありません。</p> <p>なお、厚生労働省においては、指針値策定から一定期間が経過し、この間、各種知見が蓄積されたこと等も踏まえ、指針値の再検討の準備に着手したところであると聞いています。</p>

ご意見	回答
<p>す。①金額が高い（子供を育てる金銭的余裕なしになってしまう）。②その割りに良い家と言えるものは少ない。（建築基準変更前に現在ならば違法建築となるものも駆け込みでかなり建っている。消費者ではなく、業者主導で。うたい文句は今の方が安く家が建つ。）③昔は使わなかった化学物質をふんだんに使用している家で育った子供は生殖能力が弱い（因果関係はいまだに解明にいたっていないが、証明されてからでは日本が本当にだめになる可能性が大である。）。以上のことからもよろしくお願いたします。</p>	<p>（続き）</p>
<p>「アセトアルデヒドの除外」に反対します。 （理由） 除外する理由に疑問があるため。平成 14 年度の検査データで WHO の基準を満たしているからとって、基準値を見直すならばともかく、いきなり基準から除外するとが何故必要なのか。基準からはずれれば、抜け道になる可能性もあり、安全性は確保されるとは言えないはずである。また、平成 15 年に追加したばかりの基準を、除外する方が混乱するのではないか。十分な科学的な根拠を持って基準作りは行われるべきであり、安全性が確保されるような基準としなければ意味がない。</p>	<p>住宅性能表示制度では、室内空気中の化学物質濃度を測定し、その結果等を表示するものであり、基準値を定めてその適合性を確認する制度ではありません。 なお、厚生労働省の指針値は、指針値策定時点において入手可能な毒性に係る科学的知見から、ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けまいと判断される値として算出されたものです。</p>
<p>掲題の件、概要に記載されているように“当面”の間であるなら、今回の変更は不要ではないかと考えます。現状の性能表示制度においても、空気環境の測定は等級を示しておらず、測定値を表示するもののみであること。 測定値に対しての比較すべき数値（指針値）は厚生労働省の管轄であり、WHO の誤解も既に公の場で発表されており、訂正はされるであろうけど、指針値自体が廃止されることはないであろうこと。 以上から、性能表示制度で“当面の間の禁止”は性能表示のみの問題ではなく、各社各々の空気環境測定の対象選定物質の種類にまで影響が及び、その廃止・再開前後の混乱を招くだけであると考えられる。願わくば、性能評価書に WHO の誤解を一般のお施主さんにも分かる程度の資料を添付するような形での運営はできないものであろうか。</p>	<p>住宅性能表示制度によらずに室内空気中の化学物質濃度の測定を行う場合は、どのような化学物質を測定するかは自由であり、制限するものではありません。 また、頂いたご意見のように運用で住宅性能評価書に資料を添付することにより混乱を避ける方法では、消費者等に必ずしも適切に情報が提供されとは限らないため、混乱が生じることを避けるためにも、基準を改正し、測定対象物質から除外することが適当と考えております。</p>
<p>アセトアルデヒドを削除するということですが、反対いたします。 （理由） 今の規制で問題がないのに、排除することはナイと思います。私たちは現場で働いていますが「混乱」していることは有りません。ちゃんと勉強をしていたら「混乱」しないはず。シックハウスや化学物質過敏症は人によって違います。またこれから化学物質の規制により、各建材メーカーはまた別の化学物</p>	<p>住宅性能表示制度では、消費者等の希望により室内空気中の化学物質濃度を測定し、その結果等を表示するものであり、アセトアルデヒドの測定結果が指針値以下となるよう使用可能な建材を制限したり、指針値を超えた場合にそ</p>

ご意見	回答
<p>質を使う恐れもあり、複合的に反応する事も考えられます。「問題があるかどうか分からない」から規制から外すのではなく「問題があるかどうか分からない」から今は規制しておくのが最善ではないでしょうか？</p>	<p>の住宅が使用できないようにする等の「規制」ではありません。</p>
<p>ホルムアルデヒド発生材料の代替物質として、アセトアルデヒド発生材料が使用されることを回避するために参考値としてアセトアルデヒドを測定対象物質として残しておかれることを提案致します。</p> <p>(理由)</p> <p>平成 14 年度に行った室内濃度の実験調査結果では、確かに現指針値の 0.03ppm を超える家屋が 9.2%あるものの WHO 基準 0.17ppm を超過する住宅は 0%となっている。昨年 7 月 1 日の建築基準法改正でホルムアルデヒド対策を行った建材に切り替わっているが、ホルムアルデヒド及びホルムアルデヒドを発生する化合物を建材から除き、代替物質としてアセトアルデヒドを発生する接着剤や添加剤を使用する可能性があると思います。</p> <p>将来、実はアセトアルデヒドが WHO 基準を超過していたということが無い様、例えば数年間とか期間を区切り、室内アセトアルデヒド濃度の実態調査をしてゆくのが望ましいのではないのでしょうか。実態調査の一手法として住宅性能表示制度の中にアセトアルデヒドを参考値として入れておいては如何でしょうか。</p>	<p>アセトアルデヒドは、その化学反応の特性から、ホルムアルデヒドの代替物質として接着剤等に用いられることはないと言われていたますが、関係省庁と連携を図り、アセトアルデヒドの発生源、発散量等について今後とも調査研究を進めてまいります。</p> <p>また、化学物質濃度の実態調査については、平成 12 年度より約 3000～4500 件の住宅について行っており、アセトアルデヒドについては平成 14 年度より実施しています。アセトアルデヒドについては住宅性能表示制度の測定対象物質からは除外しますが、実態調査においては平成 16 年度も継続して行うこととしています。</p>